



熊本県公報

第13240号
令和5年(2023年)
6月20日(火)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示

- 種畜証明書を書換交付に伴う公示…………… (畜産課) 1
- 保安林の指定…………… (森林保全課) 1
- 保安林の指定…………… (//) 2
- 保安林の指定…………… (//) 2
- まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量…………… (水産振興課) 2
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 2
- 道路の供用開始…………… (//) 3

公 告

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 3
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 3

登 載 依 頼

- 第48回熊本県地方港湾審議会の開催…………… (地方港湾審議会) 4
- 熊本県環境影響評価審査会第二部会の開催…………… (環境影響評価審査会) 4

告 示

熊本県告示第506号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換交付した旨の通報を受けたので、同条第2項の規定により公示する。

令和5年(2023年)6月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
11349054945	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県合志市栄3801 熊本県農業研究センター畜産研究所	熊本県玉名市横島町共栄37 独立行政法人家畜改良センター熊本牧場
21801120006	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県菊池郡大津町杉水2068-4 (株)ストームファームコーポレーション	北海道日高郡新ひだか町静内田原499-3 (有)アロースタッド

熊本県告示第507号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年(2023年)6月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市本渡町本渡字樋ノ場2637番3、2643番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字樋ノ場2637番3・2643番(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のおりとする。
 (「次の図」及び「次のおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第508号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年(2023年)6月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林の所在場所 熊本県天草市御所浦町御所浦字御所浦道4597番1、字唐木崎4765番1、4766番、4766番2、4767番、4776番、4778番

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字御所浦道4597番1・字唐木崎4765番1・4766番・4766番2(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のおりとする。

(「次の図」及び「次のおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第509号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年(2023年)6月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林の所在場所 熊本県上天草市姫戸町姫浦字尾越1224番

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字尾越1224番(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のおりとする。

(「次の図」及び「次のおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第510号

漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第16条第1項の規定により、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和5管理年度(令和5年(2023年)7月1日から令和6年(2024年)6月30日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定により、公表する。

令和5年(2023年)6月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和5管理年度における法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次のおりとする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
熊本県まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群知事管理区分	現行水準

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 現行水準

熊本県告示第511号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年（2023年）6月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年（2023年）6月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	有明倉岳線	天草市有明町楠甫字鬼塚 27番1地先から 天草市有明町楠甫字下毛 177番3地先まで	489.3	広域連携 交付金

2 供用を開始する期日 令和5年（2023年）6月20日

熊本県告示第512号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年（2023年）6月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年（2023年）6月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般国道	219号	八代市坂本町川獄字鶯越 2439番1地先から 同所 2447番1地先まで	52.6	災害復旧 工事

2 供用を開始する期日 令和5年（2023年）6月22日

公 告

熊本県公告第400号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年（2023年）6月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字須屋久保2000番397
1,981.30平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区武蔵ヶ丘五丁目2番1号
有限会社ナイトウコーポレーション

熊本県公告第401号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年（2023年）6月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字狐平1790番2及び同1790番4の一部
209.54平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市須屋2738番地117ボノス302号
村上 省悟

登載依頼

熊本県地方港湾審議会公告第1号

第48回熊本県地方港湾審議会の会議を、次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

令和5年(2023年)6月20日

熊本県地方港湾審議会

- 開催日時
令和5年(2023年)6月29日(木)午前10時から正午(予定)
- 開催場所
熊本市中央区水前寺公園28番51号
ホテル熊本テルサ 1階 テルサルーム
- 議題
(1) 八代港港湾計画の変更(外港地区における公共埠頭計画等)
(2) 長洲港港湾区域の変更
- 傍聴者の定員
10人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付を
した上で、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- お問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県地方港湾審議会事務局(熊本県土木部河川港湾局港湾課)
(電話096-333-2516)

熊本県環境影響評価審査会公告第2号

熊本県環境影響評価審査会第二部会の会議を、次のとおり開催する。

令和5年(2023年)6月20日

熊本県環境影響評価審査会

- 開催日時
令和5年(2023年)6月29日(木)午前9時30分から正午まで
- 開催形式
会場：熊本県庁 審議会室(熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 本館5階)
オンライン形式：Cisco Webexを利用する。
- 審議内容
「(仮称)肥薩風力発電事業環境影響評価準備書」について
- 傍聴者の定員
会場：10人
オンライン形式：200人
- 会場における傍聴手続
(1) 会議当日、当該会議の会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は、審
議開始予定時刻の15分前までに集合すること。
(2) 傍聴希望者が多数ある場合は抽選を行うことがある。
(3) 傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議
の会場に入ることができる。
- オンライン会議形式の傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、熊本県・市町村共同システム「電子申請サービス」により、令和
5年(2023年)6月26日(月)午後5時までに申し込みを行うこと。
(2) 申し込みが定員に達した場合は、予定より早く申し込みを早く締め切る場合があ
るため、留意すること。
- 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境影響評価審査会事務局(熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班)
電話096-333-2268